

一般廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目 6 番 4 5 号
 氏 名 木材開発 株式会社
 代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

市川市長 村 越 祐 民



許可の年月日	2019年 4月 1日	複 写 無 効
許可の有効期限	2021年 3月 31日	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（剪定枝葉、伐採草木、木くず）	
処 分 の 内 容	中間処理（破碎）	
施 設 の 場 所 及 び 処 理 能 力	市川市本行徳 2 5 5 4 番 1 3 破碎 3 6 0 t / 日	
条 件	1. 中間処理については、処理能力を超えて行わないこと。 2. 取扱廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音又は振動によって周囲の生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 3. 残渣は適正に処理すること。	
備 考	1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令等を厳守すること。 2. 許可の申請に係る事項につき変更があるときは、市と事前に協議を行い、その指示に従うこと。 3. 事故等があった場合は、速やかにその状況を報告し、市の指示を受けること。 4. 当月分の一般廃棄物処理業務実績報告書は翌月 10 日までに市に提出すること。 5. その他、市係員の指示に従うこと。	
[当初許可年月 2019年 4月]		

この決定（この通知書に記載された処分）に不服があるときは、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。
 また、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（市川市長が被告の代表者となります。）、この決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます